

1. 行政区画の変更を検討する場合の基準について

▼これまでの審議内容から

(1) 行政区画というものを理解した上で、変更を検討する際の一定のルールを決めるべき

(参考) 地方自治法 第252条の20では、「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所をおくものとする」とされている。



行政区画の役割：大都市行政の執行を利便性、効率性をもって行う（例：選挙事務や戸籍に関する事務等）。また、まちづくり、コミュニティ形成の場としての役割がある。

(参考) ○熊本市区の設置等に関する条例 第5条

(区の事務所が分掌する事務)

- (1) 区のまちづくりに関すること。
- (2) 区の住民生活に関すること。
- (3) 区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。
- (4) 法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること。

＜審議会の審議より＞

- ・行政区という大きな枠組みを見直す必要があるのはこういった事態かをまず整理した上で、それから個別の事案を検討する必要がある。
- ・行政区の変更は、5年間築いてきた色々な制度の安定性を欠くことにつながりかねない。

(2) 行政区画を変更する場合はどういうときか、他都市の事例

○人口が大きく変化するなど様々な理由での合区や分区

○地形・地物の変更

(3) 行政区画を変更しないと対応できない課題はどのようなものか

○区を跨る校区における本市行政サービスの影響

○区を越えたまちづくり活動の事例

＜審議会の審議より＞

- ・地域での様々な課題と、区という制度の関わりをどうとらえるか
- ・地域コミュニティの問題を、区割りで解決できるのか疑問
- ・子どもの通学区域と行政区に関する地域の要望は視点を分けて考えるべき
 - 通学区域：子どもの通学の利便性を考えて作られたエリア
 - 行政区：行政サービスの単位
- ・著しい行政サービスの低下等が無い限り、通学区域の変更に合わせてその都度行政区を見直すのはいかがなものか

▼行政区の変更の検討及び基準に関する他都市の事例

- ・千葉市の検討資料（参考資料）

▼政令市移行時の行政区画編成の考え方

（１）行政区画編成の経緯

政令指定都市移行にあたり、平成 21 年 11 月に学識経験者、市議会議員、市民代表、関係行政機関からなる熊本市行政区画等審議会に、「行政区画の編成」及び「区役所の位置」について、諮問された。

審議会では、住民説明会やアンケート等住民意見を聴取し住民意見の反映に務め、慎重に審議が行われた。第 3 回審議会では「熊本市における行政区画編成の検討にあたっての基準」として人口規模、面積規模、地形・地物、地域コミュニティなどに留意し、またそれぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過等を考慮する、という基準が決定し、平成 22 年 4 月に答申された。

【行政区編成当初の基準となる考え方】

- ① 人口規模
- ② 面積規模及び地形・地物
- ③ 地域コミュニティ及び通学区域
- ④ 公共機関の所管区域及び選挙区（国）

【熊本市行政区画等審議会の概要】

- | | |
|--------|---|
| ① 設置根拠 | 熊本市附属機関設置条例 |
| ② 期 日 | 諮問 平成 21 年 11 月 2 日 答申 平成 22 年 4 月 13 日 |
| ③ 内 容 | 行政区画の編成及び区役所の位置 |
| ④ 委 員 | 学識経験者、市議会議員、市民代表、関係行政機関の職員等 26 名 |
| ⑤ 審 議 | 審議会 9 回 |

（２）行政区画の決定

平成 23 年 10 月の閣議決定において熊本市の政令指定都市移行が決定されたのを受け、同年 12 月の第 4 回定例会において、区の設置等に関する条例が可決された。

▼ 熊本市における行政区画の変更の考え方（案）

（１）行政区画変更の種別

① 行政区画の再編成（分区・合区）

特定の行政区において人口の著しい減少や増加による不均衡がおこり、区レベルの行政サービスの維持に著しい支障がある場合

② 区境変更（小規模）

区境が、下記の要件等によって不明確となり、市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしている場合には、現行の区境を尊重しつつ最小限の変更をもって新区境とする。

地形地物等の大規模な変更	河川改修、道路新設、土地改良、 区画整理、宅地造成等
--------------	-------------------------------

（２）区境変更（小規模）の実施条件

変更を行うにあたっては、次の条件を具備するものとする。

- ① 原則として道路・水路等の恒久性の高い明確な地形地物を新区境とし、現行の区境の変更は最小限に留めること
- ② 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること
- ③ 居住者及び地権者の全員の同意が得られること
- ④ 地元及び隣接自治会の理解が得られること
- ⑤ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期を考慮すること

2. 行政区画を変更する場合の手続きについて

① 審議会の設置について

行政区画の再編成（分区・合区）については、行政区画等審議会を開催、審議する。
小規模な行政区画の変更（区境の変更）については、変更の基準、条件に照合し、行政内部で方針を決定する。

区境変更	行政区画等審議会
行政区画の再編成（分区・合区）	○
区境変更（小規模）	×

② 変更の手続き（例）



